いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会

高松宮妃記念杯第67回全日本実業団ヨット選手権大会 第23回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2021年全日本セーリング選手権大会

帆走指示書



いちご一会とちぎ国体マスコット とちまるくん

共同主催 公益財団法人日本セーリング連盟

全日本実業団ヨット連盟 セーリングスピリッツ協会 栃木県 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 栃木県セーリング連盟

後 援 日本470協会 日本スナイプ協会 日本420協会

日本レーザークラス協会 日本ウインドサーフィン協会

千葉県 千葉県教育委員会

千葉市 千葉市教育委員会

公益財団法人千葉県スポーツ協会

公益財団法人千葉市スポーツ協会

栃木県教育委員会 公益財団法人栃木県スポーツ協会

協 力 千葉県セーリング連盟 船橋市漁業協同組合

大会期日 2021年9月10日(金)~9月12日(日)

大会会場 千葉市稲毛ヨットハーバー

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対して抗議できないことを意味する。これは、規則60.1(a)を変更している。

[SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは、規則63.1、付則A5.1及びA10を変更している。

1 適用規則

- 1.1 本大会は 2021-2024 セーリング競技規則(以下「規則」という。) に定義された規則を適用する。
- 1.2 スナイプ級については、規則 41 に以下を追加して適用する。 「艇は、同一チームの他の艇から情報授受を含む援助を受けることができる。」
- 1.3 スナイプ級については、規則 60.1 (b) に以下を追加して適用する。 「艇は、同一チームの他の艇から受けた損傷または傷害にもとづく救済を求めることはできない。」
- 1.4 スナイプ級について、SCIRA クラス規則「国内選手権及び国際選手権大会運営のための運営規則」は適用しない。
- 1.5 国体ウインドサーフィン級について、付則Bを適用する。ただし、規則B5中の規則61の変更 及びB8は適用しない。
- 1.6 規則40.1を適用する。

2 選手とのコミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、大会ホームページ(https://2022kokutai-tochigi-sailing.com)に設置された公式掲示板に掲示されるとともに、いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会の LINE オープンチャット(以下「大会 LINE オープンチャット」という。)で通告される。サイト等の不具合等は、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b) を変更している。競技者は、参加艇種のレースが予定されている海面の大会 LINE オープンチャットへ登録が必要である。
- 2.2 陸上本部は、稲毛ヨットハーバー内に位置する。
- 2.3 [DP] 緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯電話及びGPSにも適用する。ただし、レース委員会が用意するトラッキングシステムは含まない。

3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下、「指示」という。)の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号 予定時刻の60分前までに大会ホームページに設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.2 レースエリアの変更は、当該レースの「D旗」掲揚までに大会ホームページに設置された公式 掲示板に掲示される。
- 3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の19時00分までに大会ホームページに設置された公式掲示板に掲示される。

4 行動規範

- 4.1 [DP] 競技者及び支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2 [NP] [SP] レースに参加しようとする艇は、レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。
- 4.3 [NP] [SP] 端末機器は、指示 18.4 で行われる出艇申告時に指定の受取所で受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時に指定の受取所へ返却しなければならない。
- 4.4 COVID-19 対策のための指針やガイドラインなどを実践する目的でレースオフィシャルズがとった合理的な行動は、必要のない行動であったと後に判明したとしても、不適切な処置や不手際にはあたらない。

5 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発せられる信号は、陸上本部に設置された信号柱に掲揚する。また同時に、大会 LINE オープンチャットで内容を発信される。以下、陸上で発せられる信号には、大会 LINE オープンチャットでの発信も含まれる。
- 5.2 [NP] [DP] 音響1声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。「D旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
- 5.3 指示 6.1 に示された個別のレースに対して、「回答旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースの予告信号は、時間の定めなく延期されている。
- 5.4 音響 1 声と共にピンク旗が陸上で掲揚された場合は、運営艇及び支援艇は艇を曳航できる。 ピンク旗がAと記載された赤色旗の上に掲揚された場合はA海面、Bと記載された黄色旗の上 に掲揚された場合はB海面のエリアのみとする。

6 レース日程

6.1 競技の日程は、以下のとおりとする。

月 日	予告記 時 時刻	A海面		予告記 時 時刻	B海面	
9月10日 (金)	12:00	470級・470級ミックス	第1レース	12:10	レーザー級	第1レース
	12:07	スナイプ。級・スナイプ。級ミックス	第1レース	12:17	レーザーラジアル級	第1レース
	引続き	470級・470級ミックス	第2レース	716+ 3-	レーザー級	第2レース
		スナイプ。級・スナイプ。級ミックス	第2レース	引続き	レーザーラジアル級	第2レース
	13:45	セーリングスピリッツ級	第1レース	14:00	国体ウインドサーフィン級・テクノ293	第1レース
	13:52	420級	第1レース			
	引続き	セーリングスピリッツ級	第2レース	引続き	国体ウインドサーフィン級・テクノ293	第2レース
		420級	第2レース			
	9:30	セーリングスピリッツ級	第3レース	9:40	国体ウインドナーフィン級・テクノ293	第3レース
	9:37	420級	第3レース			
	引続き	セーリングスピリッツ級	第4レース	10:30	レーザー級	第3レース
		420級	第4レース	10:37	レーザーラジアル級	第3レース
	引続き	セーリングスピリッツ級	第5レース	引続き	レーザー級	第4レース
9月11日		420級	第5レース	ケードグログ	レーザーラジアル級	第4レース
(土)	12:00	470級・470級ミックス	第3レース	コルキャ	レーザー級	第5レース
	12:07	スナイプ級・スナイプ級ミックス	第3レース	引続き	レーザーラジアル級	第5レース
	引続き	470級・470級ミックス	第4レース	13:30	国体ウインドナーフィン級・テクノ293	第4レース
		スナイプ。級・スナイプ。級ミックス	第4レース			
	引続き	470級・470級ミックス	第5レース	引続き	国体ウインドサーフィン級・テクノ293	第5レース
		スナイプ。級・スナイプ。級ミックス	第5レース			舟 5 レース
	9:30	470級・470級ミックス	第6レース	9:40	レーザー級	第6レース
9月12日 (日)	9:37	スナイプ。級・スナイプ。級ミックス	第6レース	9:47	レーザーラジアル級	第6レース
	10:30	セーリングスピリッツ級	第6レース	10:40	国体ウインドサーフィン級・テクノ293	第6レース
	10:37	420級	第6レース			

- (1) 各海面の引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。
- (2) 470級と特別種目470級ミックス、スナイプ級と特別種目スナイプ級ミックス、 国体ウインドサーフィン級(成年男女)と特別種目テクノ293 (成年男女)、420級(少年男女)、レーザーラジアル級(成年女子、少年男女)は、それぞれの種目において、全種別が同時スタートを実施する。
- (3) 天候等の事情により競技日程及びレース海面は、指示3に従いレース委員会において変更することがある。
- 6.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を 発する最低5分以前に、レース委員会信号艇に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ラ イン旗」を掲揚する。
- 6.3 9月12日は、11:30を超えて予告信号を発しない。

7 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

競技種目	クラス旗	旗色	
470級・470級ミックス	470級旗	白地に青記章	
スナイプ級・スナイプ級ミックス	スナイプ級旗	白地に赤記章	
セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級旗	白地に黒記章	
420級	420級旗	白地に青記章	
レーザー級	レーザー級旗	白地に赤記章	
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級旗	黄色地に赤記章	
国体ウインドサーフィン級・テクノ293	国体ウインドサーフィン級旗	白地に青記章	

8 レースエリア

- 8.1 稲毛ヨットハーバー沖の「添付資料1」に示す海面に、A、Bの2海面を設定する。
- 8.2 「添付資料1」どおりのレースエリアにならなくても、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。

9 コース

- 9.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「艇の帆走すべきコース」及び「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。
- 9.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。
 - (a) 数字旗1が掲揚されたとき:コース1
 - (b) 数字旗2が掲揚されたとき:コース2
 - (c) 数字旗3が掲揚されたとき:コース3

10 マーク

マークは、次のとおりとする。

レースエリア	マーク 1、2、3s、3p、4s、4p	新しいマーク	スタートマーク	フィニッシュマーク
A 海面	黄色の円錐台形	オレンジ色の円錐台形	レース委員会船	レース委員会船
B海面	緑色の円錐台形	青色の円錐台形	レース委員会船	レース委員会船

11 スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 11.2 [NP] [DP] 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 50m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。
- 11.3 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と 記録される。これは規則 A5.1 及び A5.2 を変更している。

- 11.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び29.2を変更している。
- 11.5 規則30.4の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。

12 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、指示 10 に示す新しいマークを設置し (または、フィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。 その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「青色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

14 ペナルティー方式

- 14.1 規則 42 違反に対し、付則 P1 の「セール番号」を「識別番号又はセール番号」に置き換え付則 P を適用する。
- 14.2 レース委員会は審問無しに標準ペナルティーを適用することができる。これらの違反と対応する標準ペナルティーは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは 規則 63.1 、A5.1 及び A10 を変更している。
- 14.3 付則Tを適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて 記録される。これは、規則 A10 を変更している。

15 タイム・リミットとターゲットタイム

15.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

競技種目	レース・タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィント゛ウ	ターケ゛ット・タイム
470級・470級ミックス	60分	25 分	15分	40分
スナイプ級・スナイプ級ミックス	60分	25 分	15分	40分
セーリングスピリッツ級	60分	25 分	15分	40分
420級	60 分	25 分	15分	40分
レーザー級	60分	25 分	15分	40分
レーザーラジアル級	60分	25 分	15分	40分
国体ウインドサーフィン級・テクノ293	30分	15 分	10分	25 分

15.2 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでのタイムリミットである。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできなかった艇は、審問なしに DNF と記録される。これは規則 35、A5.1、A5.2、A10 を変更している。

- 15.3 各競技種目のターゲット・タイムどおりとならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 15.4 レース委員会は規則 32.1 に基づくほか競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合及び、指示 15.1 に定めるマーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過できそうもない場合、レースを中止することができる。

16 審問要求

- 16.1 抗議、救済要求及び審問再開の要求は、大会ホームページからダウンロード、または「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入の上、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に電子メールまたは持参して提出しなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日は これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただ し、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.3 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために、大会ホームページに設置された公式掲示板に掲示する。
- 16.4 指示14.1 に基づき、規則42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは大会ホームページに設置された公式掲示板に掲示する。
- 16.5 指示14.2に基づき標準ペナルティーを課された艇のリストを大会ホームページに設置された公式掲示板に掲示する。ただし、指示14.2に基づき審問を経てDPIを課された艇は掲示しない。
- 16.6 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を大会ホームページに設置された公式掲示板に掲示する。審問は、公式掲示板に掲示された Web 審問「Zoom」にて掲示された時刻に始められる。
- 16.7 レース公示 9 (8)、 9 (9)、18、及び[NP] と記された帆走指示書の規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a) を変更している。
- 16.8 審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合、翌日の9時までに。
 - (b) 要求する当事者が大会最終日に判決を通告された場合、その通告から 15 分以内。 これは規則 66 を変更している。
- 16.9 大会最終日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。
- 16.10 規則 70.5 及び日本セーリング連盟規定 5.4 に規定されたとおり、プロテスト委員会の判決を最終とする。

17 得点

- 17.1 本大会は各競技種目とも6レースが予定され、それぞれ1レースの完了を持って成立とする。
- 17.2 各種目とも成立したレースが 3 レース以下の場合は、艇の得点は全レースの合計得点として順位を決定する。 4 レース以上成立した場合は、最も悪いレースの得点を除外したレースの合計得点として順位を決定する。
- 17.3 同時にスタートした種目及び種別については、そのレース毎の順位で得点を計算し、個別に 種目及び種別毎での得点計算は行わない。
- 17.4 オープン参加がある種目は、オープン参加の艇を含め各レース一連の順位を決定し得点を与

える。

- 17.5 スナイプ級のチームのシリーズ得点は、チームを構成する2艇のシリーズ得点の合計とし、合計得点が少ないチームを上位とする。1艇チームの場合は、1艇のシリーズ得点に1艇のDNC (参加艇数+1点)のシリーズ得点を加算したものをそのチーム得点とする。
- 17.6 スナイプ級のチーム得点が同点の場合、構成する2艇のうち上位の1艇のシリーズの得点を 比較し、上位のチームを上位とする。それでもタイが残っている場合は、下位の艇の得点を比 較し、より上位のチームを上位とする。
- 17.7 参加艇数とは、当該クラスに参加が認められた艇の数とする。
- 17.8 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、 艇は大会ホームページで入手できる「得点照会申請書」に所定の事項を記入の上、「レース委 員会事務局」に要請することができる。

18 安全規定

- 18.1 [SP]全ての競技者及び支援者は、大会実行委員会が定める健康チェックシートに記入し、毎日 8:30 までに提出しなければいけない。
- 18.2 出艇及び帰着申告は、大会ホームページ内のオンライン手続きにて行う。
- 18.3 オンライン手続きは艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 18.4 [NP] [SP] 出艇しようとする艇の艇長は、午前のレースの場合は8:30から、午後のレースの場合は11:30から、当該クラスの「D旗」掲揚10分後までにオンライン手続きにて出艇申告を行わなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も併せて申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内にオンライン手続きにて出艇申告の取消しをしなければならない。
- 18.5 [NP] [SP]帰着した艇の艇長は、帰着後直ちにオンライン手続きにて帰着申告を行わなければならない。オンライン手続きは当該種目のレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに行わなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 18.6 [NP] [SP] レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、指示 18.4 に従い、再度出艇申告を行なわなければならない。
- 18.7 [NP] [SP] リタイアしようとする艇及び引き続き行われるレースに出走しない艇は、可能な場合にはリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 18.5 の帰着申告を行ったうえ、オンライン手続きにてリタイア報告しなければならない。
- 18.8 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告及び強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

19 装備の交換と計測のチェック

19.1 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしには許可されない。装

備の交換要請は、最初の妥当な機会に大会ホームページからダウンロード、または「テクニカル委員会事務局」で入手できる文書に記入のうえ、「テクニカル委員会事務局」に持参して提出しなければならない。

19.2 艇、ボードまたは装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されること がある。海上で艇またはボードは、計測艇により検査のため、直ちに指定したエリアに向かう ことを指示されることがある。

20 運営艇

20.1 運営艇の識別旗は、下記のとおりとする。

運営艇	識別旗
競技委員会艇	白地に赤字「VIP」
レース委員会艇	白地(文字なし)
プロテスト委員会艇	赤地(文字なし)
救助艇	緑地(文字なし)
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」
テクニカル委員会艇	白地に赤字「MEASUR」
警戒艇	緑地(文字なし)

20.2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

21 [NP] [DP] 支援者艇

- 21.1 出艇から帰着するまでの間、「ピンク色旗」を明確に掲揚しなければならない。「ピンク色旗」はレース委員会で用意され、大会終了日に、返却しなければならない。
- 21.2 大会期間中は、稲毛ヨットハーバーの指定場所に設置(係留または上架)しなければならない。
- 21.3 支援者艇の出艇及び帰着申告は大会ホームページ内のオンライン手続きにて行う。支援者艇の出艇申告は、午前のレースの場合は8:30 から、午後のレースの場合は11:30 から受け付ける。なお、指示5に規定する「D旗」が掲揚されていない場合、支援者艇もこれに従うものとする。支援者艇の帰着申告は、その日の最終レースのレース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分までとする。
- 21.4 支援者艇は、艇及びすべての運営艇の運航を妨げてはならない。また、最初にスタートする クラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、または レース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後2分間までは、艇が レースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 21.5 引き続きレースが行われる場合、支援者艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物及びごみの授受支援を行うことができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 21.6 天候等の状況によりレース委員会から各支援者艇に対する救助要請若しくは曳航要請を行う場合、レース委員会艇に「ピンク色旗」を掲揚する。この場合、指示 21.3 のなお書き、指示 21.4 及び 21.5 のただし書き以下は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。

22 ごみの処分

ごみは、支援者艇または運営艇に渡してもよい。

23 賞

賞は、レース公示どおりとする。

24 リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

25 肖像権

選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または装備に関する動画、スチール写真及び撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

26 規則違反によって生じた損害の補償

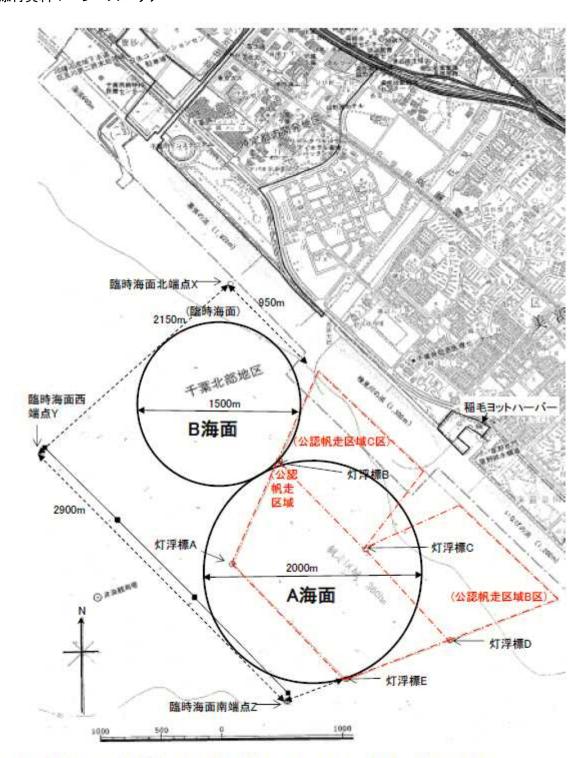
主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。

27 帆走指示書に関する質問

帆走指示書に関する質問は、2021 年 8 月 30 日 (月) まで文書でのみ受け付ける。 質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会ホームページ内の公式掲示板に 掲示される。

<送付先> 公益財団法人日本セーリング連盟 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階 TEL 03-6447-4881 FAX 03-6447-4882 Email head@jsaf.or.jp

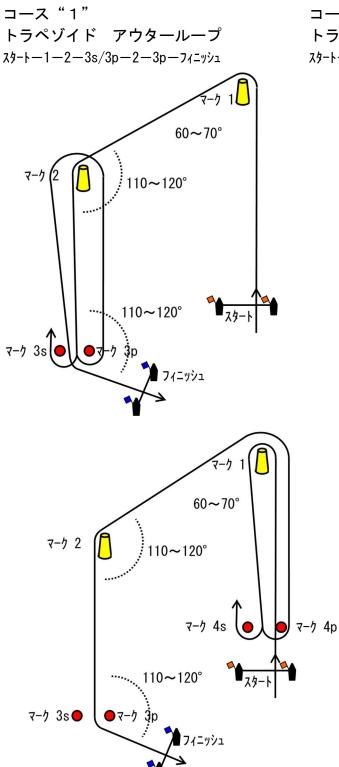
添付資料1 レースエリア



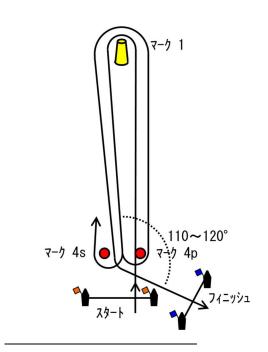
(注) 上図は、レースを行うおおよその区域を示すもので、レースコースの長さを示すものではない。 レースコースは風の強弱、風向など海象によってその位置、長さが変わる。

A海面とB海面の位置は、重ならない範囲で、天候等の事情を勘案してエリアを設定する。

添付資料2 - コース



コース "2" トラペゾイド インナーループ スタート-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ コース"3" 上下・ポート・フィニッシュ スタートー1ー4s/4p-1ー4pーフィニッシュ



オンライン手続きについて

以下の申請・申告方法、書式などについては、大会ホームページ、公式掲示版、または大会 LINE オープンチャットで、競技開始日までに順次リンクを掲載します。

- ・ 健康チェックシート
- 出艇・帰着申告
- リタイア報告
- 抗議、救済要求、審問再開の要求
- 装備の交換要請
- 得点照会申請書
- 支援者艇の出艇及び帰着申告
- ・ 大会 LINE オープンチャット QR コードおよび登録方法